

平成30年12月13日

平成30年11月30日に市内在住者が、住民監査請求に基づく勧告に係る措置の実施に対して、その措置を取り消すよう訴訟が提起されたことについて、市長コメントを發表します

【市長コメント】

顧問弁護士と相談しながら対応してまいります。

平成30年12月13日

中津川市長 青山 節 児

お問い合わせ先

消防本部 警防課 担当者：河合
電話：0573-66-1119（内線556）